

産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策・生産基盤強化対策）
都道府県事業実施方針

都道府県名 福井県

策定：令和 5年 1月25日

変更：令和 年 月 日

I 収益性向上対策

1 目的

海外市場や加工・業務用等の新たな需要に対応し、国内外の市場を獲得できるよう、農業生産基盤強化プログラムおよび「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、水田・畑作・野菜・果樹等の産地が創意工夫を活かし、地域の強みを活かして起こすイノベーションの取組やスマート農業を促進することにより、競争力強化を図る取組を加速化させる必要がある。

このため、本県の農業について、「新ふくいの農業基本計画」と整合させつつ、地域の営農戦略に基づいて実施する産地としての高収益化に向けた取組や園芸作物等の生産基盤の強化を図るための取組を総合的に支援する。

2 基本方針

作物名	内容
水稻（主食用、新規需要米）・麦・大豆・ソバ	「新ふくいの農業基本計画」等に基づき、消費者に選ばれる米づくりや需要のある大麦・大豆・ソバの収量増大を図るとともに、農地の集積・集約による水田農業経営体の大規模化・効率化を推進し、生産コスト低減や生産性向上等により競争力の高い産地の育成を目指す。
	○販売額又は所得額の10%以上の増加 無化学肥料栽培の米等「こだわり米」生産を推進 栽培技術の向上による収穫量増加（主食用米を除く）または上位等級比率の上昇 等
	【販売額向上効果の比較の考え方】 単位面積あたりの販売額の増加率で比較
	○生産コスト10%以上の削減 集落営農組織等への土地利用集積を推進 コントラクターによる作業受委託を推進 中心的経営体の機械作業の集約化を推進 穀類乾燥調製貯蔵施設の再編合理化を推進 等

	<p>【コスト削減効果の比較の考え方】 生産コスト削減→農業者の10aあたりの全生産コストで比較 集出荷・加工コスト削減→集出荷施設のみの計画の場合は、集出荷コストで比較することも可能</p> <p>○契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること 供給力や品質の安定・向上を図ることで実需者との強固なパートナーシップを構築し、安定的な取引を推進 等</p> <p>【契約栽培増加の比較の考え方】 取組主体と実需者との間で取り交わす事前契約で比較</p> <p>○労働生産性の10%以上の向上</p> <p>※ただし、事業効果の早期発現を目指し、事業期間を1年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合にあっては、上記の「10%以上の」とあるのを「6%を超える」とすることができる。</p>
<p>野菜・花き（特用作物含む） 品目については欄外 ※1参照</p>	<p>「新ふくいの農業基本計画」等に基づき、ICTを活用した大規模施設園芸産地の形成や丘陵地・砂丘地等での施設園芸や加工業務用向け露地野菜の生産拡大を図るとともに、水田の大麦跡や不作付地等に集落営農組織等による水田園芸を拡大し、競争力の高い産地の育成を目指す。</p> <p>○販売額又は所得額の10%以上の増加 パイプハウスや高度環境制御装置の導入による年間を通して生産出荷可能な施設園芸産地の形成を推進 機械化一貫体系の導入等により収益性の高い露地園芸産地の形成を推進 等</p> <p>【販売額向上効果の比較の考え方】 単位面積あたりの販売額の増加率で比較</p> <p>○生産コスト10%以上の削減 高性能、省力化機械、省エネ機械等の導入により単位あたりの生産コストの削減を推進 高収量技術の導入により単位面積当たりの生産コストの削減を推進</p> <p>○集出荷・加工コスト10%以上の削減 集出荷貯蔵施設や農産物処理加工施設の高度化、大型化の推進による産地流通体制の強化を推進 老朽化している既存の集出荷施設等の再整備や再編による産地の規模拡大を推進 多様な需要ニーズに応えるための広域集出荷体制の構築に向けた中核的集出荷施設の整備を推進 等</p> <p>【コスト削減効果の比較の考え方】</p>

	<p>生産コスト削減→農業者の全生産コストで比較 集出荷・加工コスト削減→集出荷施設のための計画の場合は、集出荷コストで比較することも可能</p> <p>○契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること 供給力や品質の安定・向上を図ることで実需者との強固なパートナーシップを構築し、安定的な取引を推進 等</p> <p>【契約栽培増加の比較の考え方】 取組主体と実需者との間で取り交わす事前契約で比較</p> <p>○労働生産性の10%以上の向上</p> <p>※ただし、事業効果の早期発現を目指し、事業期間を1年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合にあっては、上記の「10%以上の」とあるのを「6%を超える」とすることができる。</p>
<p>果樹 品目については欄外 ※1参照</p>	<p>「新ふくいの農業基本計画」等に基づき、丘陵地・砂丘地を中心としたブドウ等の高品質フルーツ産地や嶺南地域でのオールシーズン果物産地を育成するとともに、既存果樹産地の省力・低コスト化に向けた機械導入等による生産力増強を図り、競争力の高い産地の育成を目指す。</p> <p>○販売額又は所得額の10%以上の増加 消費者・実需ニーズをとらえた競争力のある品種の生産拡大を推進 ワインやジュース等付加価値のある商品作りによる販売単価の向上 等</p> <p>【販売額向上効果の比較の考え方】 単位面積あたりの販売額の増加率で比較</p> <p>○集出荷・加工コスト10%以上の削減 集出荷貯蔵施設や農産物処理加工施設の高度化、大型化の推進による産地流通体制の強化を推進 老朽化している既存の集出荷施設等の再整備や再編による産地の規模拡大を推進 多様な需要ニーズに応えるための広域集出荷体制の構築に向けた中核的集出荷施設の整備を推進 等</p> <p>【コスト削減効果の比較の考え方】 生産コスト削減→農業者の全生産コストで比較 集出荷・加工コスト削減→集出荷施設のための計画の場合は、集出荷コストで比較することも可能</p> <p>○契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること ワインやジュース等加工品に適した品種の栽培管理技術の研鑽を進めるとともに長期的栽培契約を推進 等</p>

	<p>【契約栽培増加の比較の考え方】 取組主体と実需者との間で取り交わす事前契約で比較</p> <p>○労働生産性の10%以上の向上</p> <p>○目標年度 それぞれの品目の特性等を勘案し、事業実施年度から起算して5年までの範囲内において目標年度を設定 ・ブドウ・・・福井県内のブドウ栽培実績により植付5年目には成園化することが見込まれることから、新植を伴う取組の目標年度は事業実施年度を含めての5年目とする。</p>
--	---

※1 野菜：ネギ、キャベツ、ブロッコリー、エダマメ、ニンジン、ミディトマト、キュウリ、トマト、一寸ソラマメ、ナス、タマネギ、カボチャ、サトイモ、イチゴ、野菜苗、その他知事が認める振興品目
花き：キク、スイセン、花ハス、花苗、その他知事が認める振興品目
果樹：ブドウ、ウメ、イチジク、ナシ、カキ、その他知事が認める振興品目

3 本事業の推進・指導及び管内の地域協議会等が作成する産地生産基盤パワーアップ事業計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

<p>(1) 本事業の推進・指導 産地生産基盤パワーアップ事業の効果的な実施に向け、各農林総合事務所および市町等と連携し、推進・指導に当たるものとする。</p> <p>(2) 地域協議会等が作成する産地パワーアップ計画および取組主体事業計画の審査等の方針・体制 産地パワーアップ計画および取組主体の事業計画に係る審査は、各協議会の構成団体である各農林総合事務所、市町等補助事業に精通したものを主として構成される組織（地域関係機関組織）にて実施するなど審査精度を高めるように努めるものとする。 また、本事業の計画審査を円滑に実施する観点から、地域関係機関組織にて事前審査体制を構築するよう指導するものとする。</p>

4 取組要件

(1) 基金事業

① 整備事業

対象作物	取組要件
<p>水稲（主食用、新規需要米）・麦・大豆・ソバ</p>	<p>○ 補助対象施設 産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号農林水産事務次官依命通知）（以下「交付等要綱」という。）の別表2のⅡに準じて整備事業に掲げる施設を助成対象とする。</p>

野菜・花き	○ 取組要件 交付等要綱の別記2の別紙1、共通1、共通2、共通3、共通6及び共通7の要件等をクリアする取組を事業対象とする。
果樹	

(注) 整備事業について、国の要件をそのまま準用する場合は、その旨を記載すること。

② 生産支援事業

対象作物	取組要件
水稻（主食用、新規需要米）・麦・大豆・ソバ	○ 取組要件 交付等要綱の別記2の別紙1の要件等を満たす取組を事業対象とする。 ○ 補助対象機械及び資材 本事業の成果目標の達成に必要な不可欠な助成対象とする機械（導入またはリース）、資材。 ただし、機械の更新については助成対象外とする。
野菜・花き	
果樹	

③ 効果増進事業

対象作物	取組要件

(2) 整備事業

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）に基づき実施するものとする。

5 取組内容及び対象経費等の確認方法

<p>I 基金事業</p> <p>1 計画申請時</p> <p>(1) 整備事業</p> <p>①事業実施地区の位置図、②機械・施設等の配置図、平面図、事業費の積算（概略設計）、見積書、導入機械施設のカタログ、③施設の管理運営規程、④収支計画⑤費用対効果分析結果、⑥施設の規模算定根拠、⑦施設の能力、稼働期間等の詳細、⑧再編利用計画書（既存施設の再編合理化を伴う場合）、⑨前年度の青色申告書（農業者の場合）、⑩現状値および目標値の算出根拠</p> <p>※変更の場合 ①変更理由書 ②変更のあった添付書類</p> <p>(2) 生産支援事業</p> <p>申請者の規約、機械の利用計画、営農計画書の写し、能力・台数などの算定根拠、見積書、カタログ</p> <p>2 請求時</p> <p>(1) 整備事業</p> <p>①入札顛末、②契約書、③出来高設計書、④請求書</p> <p>(2) 生産支援事業</p> <p>①入札顛末、②契約書、③請求書</p> <p>II 整備事業</p> <p>交付等要綱に基づき実施するものとする。</p>
--

6 取組主体助成金の交付方法

○計画の作成・承認（別紙図1-1、1-2参照）

取組主体は、県実施方針に即し事業計画を作成し、地域協議会長等に提出するものとする。

地域協議会長等は、県事業実施方針に即し、取組主体が作成する取組主体事業計画（基金事業（うち生産支援事業等）及び整備事業）を位置付けた産地パワーアップ計画を作成し、市町長を経由して知事に提出するものとする。

知事は、各地域協議会等からの産地パワーアップ計画の提出を受けた場合は、その内容を審査し、県事業計画の取組内容に位置付けるか否かを市町長を経由して地域協議会長等に通知するとともに、県事業計画を作成し、北陸農政局長に提出し、その妥当性について北陸農政局長と協議を行うものとする。

知事は、北陸農政局長から県事業計画の協議終了後に、県事業計画に含まれている産地パワーアップ計画を承認し、市町長を経由して地域協議会長等に対して通知するものとする。

地域協議会長等は、知事により産地パワーアップ計画の承認を受けた場合は、承認を受けた産地パワーアップ計画の取組内容に含まれている取組主体へ事業計画の承認を行うものとする。

○取組主体助成金の交付方法（別紙図1-1、1-2参照）

※ブドウの産地パワーアップに係る計画の助成金の交付方法については別紙図1-3参照。

I 基金事業

1 助成金の請求

取組主体は、事業が完了した場合は取組主体助成金請求書を作成し、市町長を経由して、知事に提出するものとする。

2 取組主体助成金の概算払請求

取組主体は、整備事業に要する経費について、概算払請求を行う場合は、取組主体助成金概算払請求書を作成し、市町長を経由して、知事に提出するものとする。知事は、整備事業の執行上、特に必要と判断する場合は、これを認めることができるものとする。

3 県助成金の請求

知事は、取組主体から市町長を経由して提出のあった取組主体助成金請求書について、審査・検査を行い、助成金の支出が適当と判断される場合は、県助成金請求書を作成し、基金管理団体に提出するものとする。

4 県助成金の支払

基金管理団体は、知事から県助成金請求書の提出があった場合は、その内容を確認の上、速やかに知事に対して県助成金を支払うとともに、支払額の通知を行うものとする。

5 取組主体助成金の支払

知事は基金管理団体から県助成金の支払いを受けた場合は、市町長を経由して取組主体助成金請求書の提出者に助成金を支払うとともに、支払額を通知するものとする。

II 整備事業

補助金の交付申請および交付決定は交付等要綱及び農林水産部園芸振興課所管補助金等交付要綱に定めるところによるものとする。

○県域の産地パワーアップ計画を実施する場合にあたっての留意点（別紙図1-1、1-2参照）

取組主体助成金の交付方法

I 基金事業

1 助成金の請求

取組主体は、事業が完了した場合は取組主体助成金請求書を作成し、知事に提出するものとする。

2 取組主体助成金の概算払請求

取組主体は、整備事業に要する経費について、概算払請求を行う場合は、取組主体助成金概算払請求書を作成し、知事に提出するものとする。知事は、整備事業の執行上、特に必要と判断する場合は、これを認めることができるものとする。

3 県助成金の請求

知事は、取組主体から提出のあった取組主体助成金請求書について、審査・検査を行い、助成金の支出が適当と判断される場合は、県助成金請求書を作成し、基金管理団体に提出するものとする。

4 取組主体助成金の支払

知事は基金管理団体から県助成金の支払いを受けた場合は、取組主体助成金請求書の提出者に助成金を支払うとともに、支払額を通知するものとする。

II 整備事業

上記「○取組主体助成金の交付方法」に記載のとおりとする。

7 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ等の交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて（令和4年4月1日付け3新食第2088号、3農産第2897号、3畜産第1991号農林水産省総括審議官（新事業・食品産業）、農産局長、畜産局長通知。）を参照のこと。

- 契約にあたっての条件(一般競争入札等)
交付等要綱を参照のこと。

- 助成金の返納（事業要件を満たさないことが判明した場合）

I 基金事業

知事は、本事業に係る取組主体助成金の交付を受けた取組主体が助成金を受けた後に交付等要綱に定める要件を満たさないこと等が判明した場合には、当該取組主体に指示を行い、基金管理団体に当該助成金の全額または一部を速やかに返納しなければならない。

II 整備事業

知事は、本事業に係る補助金の交付を受けた取組主体が、補助金を受けた後に交付等要綱及びこの実施方針に定める要件を満たさないこと等が判明した場合には、当該取組主体に指示を行い、北陸農政局長に当該補助金の全額または一部を速やかに返納しなければならない。

- 補助金に係る仕入に係る消費税等の相当額の返納
交付等要綱を参照のこと。
- 財産の管理等
交付等要綱を参照のこと。
- 財産処分の制限
交付等要綱を参照のこと。
- 事業実施状況報告等（別紙図1-1、1-2参照）
 - 1 取組主体は、事業実施年度から目標年度までの間、毎年度、取組主体事業実施報告書を作成し、翌年度の6月30日までに地域協議会長等に報告するものとする。
 - 2 地域協議会長等は、1の取組主体から取組主体事業実施状況の報告を受けた場合には、産地生産基盤パワーアップ事業実施状況報告を作成し、報告が提出された年度の7月30日までに市町長を経由して、知事に報告するものとする。
地域協議会長等は、1の取組主体からの事業実施状況の報告について、その内容について点検し、事業計画に定められた成果目標の達成が立ち遅れていると判断した場合等は、当該取組主体に対して適切な措置を講ずるものとする。
 - 3 知事は2の地域協議会長等からの産地生産基盤パワーアップ事業実施状況の報告を受けた場合は、県事業実施状況報告を作成し、報告が提出された年度の8月31日までに、北陸農政局長に提出するものとする。
 - 4 知事は、2の地域協議会長等からの産地パワーアップ事業実施状況の報告について、その内容について点検し、事業計画に定められた成果目標の達成が立ち遅れていると判断した場合等は、当該地域協議会及び取組主体に対して適切な措置を講ずるものとする。
- 取組主体事業計画の評価（別紙図1-1、1-2参照）

産地パワーアップ計画に定められた成果目標の達成状況について、次に掲げる方法で事業評価を行うものとする。

 - 1 取組主体は取組主体事業計画の目標年度の翌年度において、取組主体事業計画に定められた目標年度の取組目標の達成状況について自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の6月30日までに地域協議会長等に報告するものとする。
 - 2 地域協議会長等は1の取組主体から事業評価の報告を受けた場合は、その内容について地域関係機関組織等で点検評価するとともに、産地パワーアップ計画に定められた成果目標の達成状況について自ら評価を行い、その結果を当該年度の7月30日までに市町長を経由して、知事に報告するとともに、必要に応じこの評価結果を踏まえ、取組主体を指導するものとする。
 - 3 知事は2の地域協議会長等からの事業評価の報告を受けた場合は、その内容を点検評価し、その結果を当該年度の8月31日までに、北

陸農政局長に報告するとともに、必要に応じこの評価結果を踏まえ、市町長を経由して地域協議会長等および取組主体を指導するものとする。

- 4 知事は、この点検評価を実施した結果、産地パワーアップ計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、市町長を経由して、地域協議会長等に対し必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、産地生産基盤パワーアップ事業実施状況報告と併せて7月30日までに改善状況の報告をさせるとともに、県事業実施状況報告と併せて8月31日までに地方農政局長等に当該改善状況を報告するものとする。

また地域協議会長等は、取組主体事業計画に掲げた取組目標の全部又は一部が達成されていない場合には、取組主体に対し、地域関係機関組織等を通じて必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況の報告をさせるものとする。

8 その他

旧要綱に基づき、令和4年度までに実施した事業又は令和5年度以降に実施される事業については、なお従前の例によるものとする。